

羽島市会計年度任用職員（消費生活相談員）募集案内

会計年度任用職員とは、地方公務員法第22条の2第1項の規定に基づき任用される非常勤職員です。採用されると、地方公務員の服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。

1. 募集内容について

(1)申込期間 令和8年1月19日（月）～2月9日（月）

(2)採用予定人数及び職務内容

区分	R8.4.1 採用 予定人数	職務内容	週の勤務時間数
消費生活 相談員 (月給)	1人	①消費生活に関する相談及び事業者との間に生じた苦情等の処理に関すること ②消費生活に関する啓発及び消費者教育に関すること ③消費生活に関する情報の収集及び提供に関すること ④前①から③に掲げるもののほか、所属長が必要と認めた事項に関すること	30時間00分

※採用予定人数は変更になる場合があります。

※採用予定人数に関わらず、選考結果が合格となった方を「採用候補者名簿」に登録させていただきます。名簿登録の全員が採用されるわけではありません。

※「採用候補者名簿」の有効期間は、合格時から令和9年3月31日までです。任用期間中または任用期間終了後に関わらず、令和9年3月31日までは「採用候補者名簿」に登録されます。

(3)申込資格

①～③すべてを満たす人

① 次のいずれかの資格を有する人

- ・消費生活相談員（国家資格）
- ・消費生活専門相談員（独立行政法人国民生活センター認定）
- ・消費生活アドバイザー（一般財団法人日本産業協会認定）
- ・消費生活コンサルタント（一般財団法人日本消費者協会認定）

② パソコンの入力操作が可能な人

③ 普通自動車運転免許を有する人又は取得見込みの人

次に掲げる項目のいずれか（地方公務員法第16条に規定する欠格条項）に該当する人は申し込みできません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・羽島市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入了した者

2. 勤務条件について

区分	一般事務（月給）
任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
勤務日	週5日（原則 月曜日～金曜日） 土日振替勤務の場合あり【応相談】
勤務時間	原則 9時00分～16時00分 (休憩時間60分)
勤務場所	市役所 本庁舎
給与・手当	月額 167,000～177,000円程度 期末・勤勉手当、通勤費（費用弁償） 昇給なし ※給与及び費用弁償に関する条例・規則等の定めるところにより支給します。
給与支給日	毎月21日
休暇	勤務時間、休暇等に関する規則の定めるところにより付与します。（年次休暇、夏季休暇等の特別休暇あり）
健康保険	加入（岐阜県市町村職員共済組合）
厚生年金保険	加入（日本年金機構）
雇用保険	加入
健康診断	あり
公務災害	市の非常勤職員の公務災害補償制度が適用されます。
服務・懲戒	・地方公務員法に規定する服務規程が適用されます。 (服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等への従事等の制限) ・地方公務員法に規定する懲戒処分、分限処分の対象となる場合があります。

人事評価	あり
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・採用後 1 か月は条件付採用とし、良好な成績で勤務したときに正式採用となります。 ・人事評価結果が良好な場合、翌年度も再度任用する場合があります。ただし、必ずしも同じ所属（業務）に配置されるわけではありません。 ・選挙事務及び災害対応業務等に従事する場合があります。（別途報酬を支給） ・職員駐車場を使用される場合は、月額 2,000 円が必要です。 ・敷地内は全面禁煙です。

3. 応募方法について

申込期間内に以下のとおり提出してください。

面接の日時等はメールで連絡しますので、事前に以下のドメインを受信できるよう設定をお願いします。

- ・@logoform.jp
- ・@city.hashima.lg.jp

提出書類	<p>(1) 次のいずれかの方法で入手し、必要事項を漏れなく記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・羽島市ホームページ職員募集のページから、A4 サイズの用紙に印刷 ・令和 8 年 1 月 19 日（月）から健幸福祉部福祉課市民総合相談室で受け取り <p>(2) 保有資格を証明する次の書類の写し</p> <p>消費生活相談員資格合格証、消費生活専門相談員資格認定証、消費生活アドバイザー証又は消費生活コンサルタント養成講座修了証書</p>
提出方法	<p>【郵送する場合】</p> <p>封筒の表に「<u>会計年度任用職員申込</u>」と朱書きし、健幸福祉部福祉課市民総合相談室宛てに郵送してください。令和 8 年 2 月 9 日（月）の当日消印有効とします。</p> <p>【直接持参する場合】</p> <p>申込期間内の午前 8 時 45 分から午後 4 時 45 分の間に、市役所 2 階の健幸福祉部福祉課市民総合相談室まで提出してください。ただし、<u>土曜日、日曜日及び祝日は受付を行いません。</u></p> <p>※提出書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。</p>

4. 申込みから採用までの流れ（令和8年4月1日採用の場合）

	期 間	備 考
① 申込み	1月19日(月) ～2月9日(月)	申込書（紙）を提出してください。
② 書類審査	2月中旬	新規申込の方には、登録したメールアドレスに書類審査結果を通知します。 現在勤務している方に通知はありません。
③ 面接	2月中旬	新規申込の方のみ面接を行います。 面接の日時・場所は、メールでご連絡します。
④ 合格発表 (名簿登録)	2月下旬 ～3月上旬	選考結果をメールでご連絡します。合格された方は「採用候補者名簿」に登録します。 <u>※合格者全員が採用されるわけではありません。</u>
⑤ 採用内定	3月上旬 ～3月中旬	採用内定した方に、通知と採用必要書類を送付します。
⑥ 書類の提出	3月中旬	採用必要書類を提出していただきます。
⑦ 採用	4月1日～	勤務初日に勤務条件通知書を交付します。

※合格者は「採用候補者名簿」に登録し、勤務条件の希望、知識・経験等を考慮した上で採用者を決定します。令和8年4月1日に採用とならなかった方については、年度途中に採用の必要が生じた場合にご連絡させていただきます。

5. 問い合わせ先

〒501-6292 羽島市竹鼻町55番地
羽島市役所 健幸福祉部 福祉課 市民総合相談室
電話 058-392-1111 内線2532
メール sodan@city.hashima.lg.jp